

- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付については、3月25日から全国の社会福祉協議会で受付を開始し、貸付を行っているところ。

※4月11日までの実績(速報値)

緊急小口資金 申請件数:39,081件、貸付決定件数:31,689件、貸付決定額:53.7億円(1件当たり16.9万円)

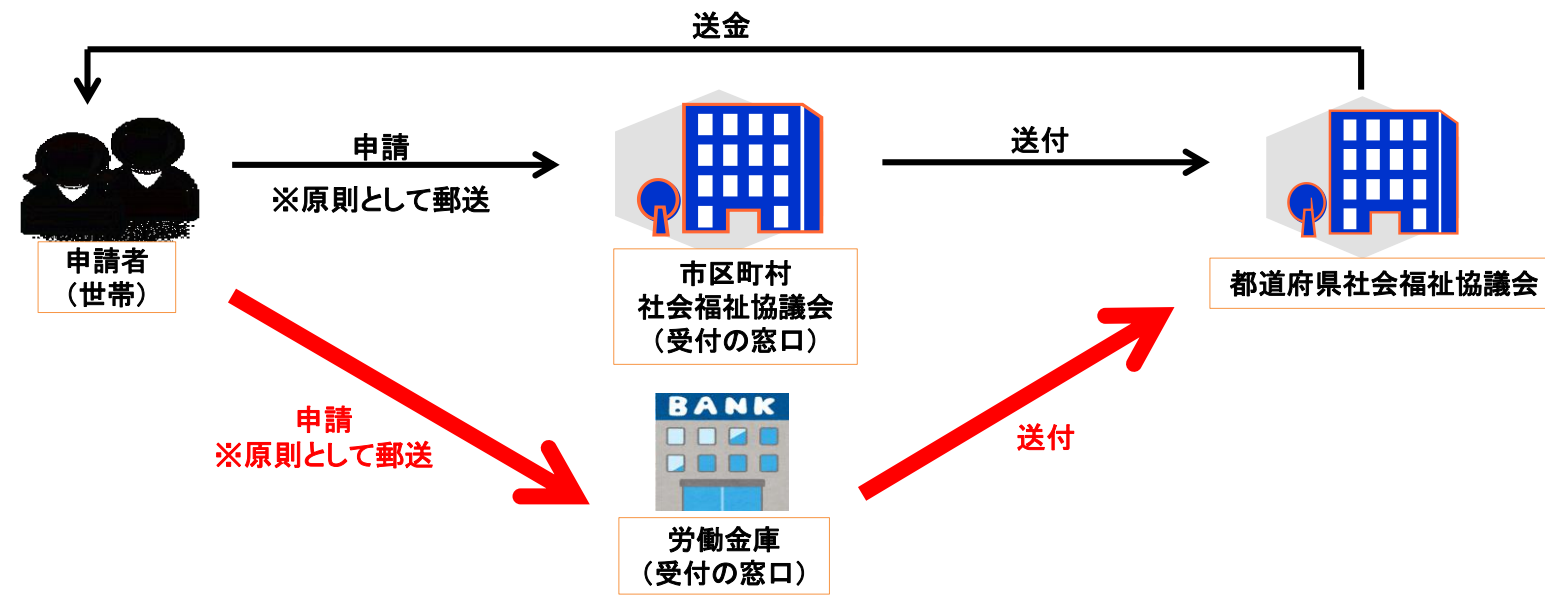
総合支援資金 申請件数:498件、貸付決定件数:214件、貸付決定額:1.1億円(1件当たり51.5万円)

- 今般、現下の受付の状況等に鑑み、貸付のより一層の迅速化を図るため、**労働金庫に社会福祉協議会の貸付業務の一部を委託することとする**。具体的には、**申請の受付・書類の確認等**の業務を委託する。

⇒申請先が分散することで、受付窓口の事務負担が軽減され、貸付の迅速化につながる。

- **4月22日(水)から、北海道労働金庫本店で申請受付を開始。**

※ 順次全国に拡大し、4月30日(木)には、全国の労働金庫で申請受付を開始できるよう調整中。



<労働金庫について>

- 労働金庫法に基づき、出資している労働組合、生活協同組合、その他の労働者により組織、運営されている団体であり、預金やローン、各種サービスなどを行う金融機関。

- 全国で13の労働金庫、約560支店。

＜参考＞ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 補正予算案:359億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
 - 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

※令和元年度予備費に加え、貸付原資等の積み増し

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等の 特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の迅速化に向けた取組

【社協等内での取組】

- ① 専用コールセンターの設置（4月11日～）
 - ・基本的な問い合わせは専用コールセンターで対応することにより、受付窓口の負担軽減→貸付の迅速化
- ② 郵送申請の原則化（4月14日付け事務連絡）
 - ・来訪の待ち時間の解消など申請者の負担軽減
 - ・対面相談審査→書面審査により、処理件数の向上、感染リスクの防止

【社協以外との連携による取組】

- ① 労働金庫における申請受付業務の開始(再掲)
- ② ハローワークとの連携
東京都、愛知県、大阪府のハローワーク16カ所における住居・生活相談窓口で、相談者に郵送申請手続きの案内や申請書の配付を実施予定（必要に応じて申請書の作成を補助）
- ③ 市町村等に対する協力依頼
社協への郵送申請を原則化としつつ、市町村等に来訪した生活相談者等を対象に、申請手続きを支援
 - ・福祉事務所において生活保護の相談等の機会に、必要な方への申請書の作成支援を依頼
 - ・特に混雑している社協窓口に対して、市町村職員を派遣するなど社協と市町村の連携を強化（申請手続きの支援や相談受付の応援等）
 - ・NPO等の困窮者支援団体等に協力依頼を実施